

ラジオ草創期に見るメディア環境の変容

——通信官僚の視点をふまえて——

池田 拓也

(玉井研究会4年)

序 章

I 新聞社による抵抗とその背景

- 1 1930年代前半における新聞社の経営環境
- 2 新聞社のニュースに対する考え方
- 3 新聞社の危機感を煽った満州事変と英米事情
- 4 二十一日会による抵抗と交渉の難航

小 括

II 通信官僚の認識の変化と権限強化

- 1 通信官僚の放送事業認識
- 2 通信省の監督権限
- 3 日本放送協会の機構の変化

小 括

III 対立の解消と相互補完

- 1 新聞社による干渉の余地の減少
- 2 新聞社による自己認識再考への環境変化
- 3 相互補完関係の構築

小 括

終 章

序 章

明治、大正初期の日本において、マスメディアは新聞・雑誌の独壇場であった。社会のニュースはほぼすべて新聞の文字情報によって国民に伝えられ、ニュースを報じることは新聞の専売特許のように考えられていた¹⁾。そのような状況下、

1920年(大正9年)にアメリカでラジオが登場すると、日本のマスメディアを牽引していた新聞社は大きな脅威を感じた²⁾。情報を瞬時にして、広範に伝える能力を持つラジオは、それまで独壇場を築いていた新聞の地位をあっさりと奪い去る可能性があったからである。

そのため、新聞はラジオ放送局を自ら経営し、その存在が新聞の地位を脅かすことのないよう支配しようとした³⁾ものの、その試みは失敗した⁴⁾。その結果、新聞社とラジオ放送局という別個の公共報道機関が存在することとなり、旧メディアである新聞が、新メディアであるラジオに対してさまざまな抵抗を繰り返していくこととなる⁵⁾。

本稿はこの1920-1930年代におけるラジオと新聞の、特にニュース放送をめぐる対立の過程を、監督官庁であった通信省の官僚の視点を踏まえながら考察していくことで、技術革新がもたらすメディア環境の変容過程を明らかにし、政府組織の対応がこれにどのような影響を及ぼしたかを解明することを目的としている。

なお、本テーマに関しては先行研究が多数存在しているが、それは以下の3つに大別することが可能である。第1に戦前ラジオ放送全体の概要や通史を示したものの、第2にラジオ放送開始までの過程を明らかにしたものの、第3にラジオと新聞の対立について考察したものである。

第1については、内川芳美が『新聞史話 生態と興亡』⁶⁾の中で新聞とラジオの対立を包括的に扱っている。また新田宇一郎も「新聞と電波メディアの闘争史」⁷⁾の中で英米日の3カ国における新聞とラジオの対立の過程を考察している。竹山昭子はラジオ草創期の概説を行っている⁸⁾。研究書以外でも、日本放送協会による各通史⁹⁾や『日本無線史』が本研究テーマを扱っている。しかし、いずれの研究もラジオと新聞の対立を考察の中心に据えていないため、その内実と変容に深く言及しているとは言い難く、また、なぜ対立が解消したのかについては詳述していない。

第2については、浦部信義が「日本における放送開始と通信省」¹⁰⁾で日本における公益法人事業としての放送の誕生とその背景にある通信省の姿を解明している。また向後英紀は「ラジオ放送の夜明け」¹¹⁾で企業家らが英米で先行していたラジオ放送を研究、移入する過程を考察している。さらに太田昌宏は「ラジオ放送草創期の諸論議」¹²⁾でラジオ放送開始までの経緯とそれに関する新聞社と通信省の影響について考察している。しかし、これらの研究は通信省との関連で考察しているものの、ラジオ放送開始後の新聞と放送局の対立には言及していない。

第3については、筑瀬重喜の「1920-30年代のメディア戦争 新聞はラジオといかにして共生関係を見出したか」¹³⁾と「ラジオ放送との遭遇 生まれ変わる新聞」¹⁴⁾が挙げられる。その中で筑瀬は『文藝春秋』の記事などを引用しながら、新聞対ラジオの戦争がどのような過程で行われたか、さらにその論争の実際を分析して、最終的に二・二六事件を契機に新聞社が速報におけるラジオへの劣位を自認したことで、問題は収束していったと結論付けている。しかし、これらの研究はいくつか事実誤認が見られるとともに、論拠があいまいな部分も存在し¹⁵⁾、実証的な研究であるとは言い難い。またラジオと新聞の対立について扱っているものの、通信省への言及はされておらず、その点で本稿は異なった視点から考察できるものと考えられる。

そこで本稿では、上記の研究成果を参考にしながら、『放送』『現代新聞批判』『文藝春秋』『ラジオ年鑑』『日本新聞年鑑』『通信協会雑誌』などの雑誌6誌と日本放送協会や朝日新聞社などによる通史から、ラジオと新聞の対立に関する事実関係を確認する。そのうえで当事者の回想録や当時の論評などを分析対象として、通信官僚の認識と対立関係の変容を分析していきたい。

以下、Ⅰでは新聞がラジオに対して抵抗することになった背景と、それによってとられた抵抗運動を分析する。Ⅱでは、放送事業に対する通信官僚の認識がどのように変化を遂げたかを分析し、それが政策へどのように反映されたかを考察した後、Ⅲで通信省の影響を受けて対立の要因そのものが解消されていく過程を明らかにし、新しく生まれた新聞とラジオの相互補完関係についても論究していきたい。

Ⅰ 新聞社による抵抗とその背景

新聞はラジオに対する危機感から、ラジオの報道放送を支配下に置こうとしたものの、ニュースに対するおごりな態度からその試みは失敗し、放送局の自立を促してしまった。結果、新聞社と放送局という別個の公共報道機関が併存することになったのだが、これによって両者の対立、とりわけニューメディアとしてのラジオに対する新聞社の抵抗が起こっていく。

特に注目されるのは、ラジオ放送開始後、ラジオが新聞を駆逐するという議論は沈静化していた中でも新聞社の抵抗が続いたことである。そもそも、ラジオでニュースを聞いた大衆は、その詳しい内容を知るため、保存可能でより詳しい内

容が書いてある新聞を読みたいと欲する。したがって、ラヂオの普及に伴い新聞の需要も増加すると、新聞とラヂオの相互補完論が論壇においては説かれていた¹⁶⁾。それにもかかわらず、新聞社が執拗に抵抗を繰り返した理由について、本章は在京新聞各社の経営者で構成された二十一日会¹⁷⁾の活動を追うことにより、考察を加えていく。

1 1930年代前半における新聞社の経営環境

「戦争は新聞の部数を伸ばす」ということがよく言われる。西南の役、日清戦争、日露戦争については個別的な差異はあるものの、概ねこうした傾向が認められる¹⁸⁾。しかし、満州事変の起こった1930年代の前半に関しては、繁栄と衰退という新聞社の大幅な二極化が進行したといえることができる。

東京の事例をみると、まず東京朝日新聞（以下、東朝）、東京日日新聞（以下、東日）の一流紙は部数を伸ばし、その経営基盤を安定させた。その背景には、1923年（大正12年）の関東大震災の影響を小さく抑えることができた点、1920年代後半からの不況を乗り越え、販売拡張競争に打ち勝つだけの資本力があつた点、が挙げられる¹⁹⁾。

他方で、そのほかの在京各紙の状況は、正確な記録が残っていないため、具体的な数字を挙げて述べることはできないものの、当時の雑誌記事、論評などを概観する限り、その経営は厳しいものであつたといえる。特に、報知新聞（以下、報知）、時事新報社（以下、時事）、国民新聞社（以下、国民）の3紙は著しく経営状況を悪化させた²⁰⁾。その原因として不景気における販売拡張競争が挙げられる。

この時期の新聞経営は、販売収入よりも広告料収入によっていたが²¹⁾、関東大震災、世界恐慌の影響で広告主の経営環境が悪化した。そのため他社よりも販売部数を伸ばし、数少ない広告主の関心を集める必要に駆られ、販売拡張競争が行なわれた²²⁾。これには、各社の資本力の差が大きく影響したのであつた。具体的には、東朝や東日がその資本力を使い、印刷設備の機械化、販売組織の整備を行うことにより満州事変、その後の国際連盟脱退においても報道の速度、幅ともに優位な立場を築いていた²³⁾のに比べ、時事、報知、国民の3社においては取材網の整備が及ばなかったために、購読者が減少した。さらに値下げ競争で勝てないことが購読者減少に拍車をかけた。その結果、広告収入を獲得できず、その経営が悪化していったのである²⁴⁾。つまり、関東大震災、世界恐慌によって新聞購

読者が減少するなか、朝日、毎日との販売拡張戦に敗北し、また満州事変という販売拡張の好機においても、資本力の乏しさから取材網を整備できなかったことで、部数を伸ばすことはできなかったため、経営環境は悪化していったと言えるだろう²⁵⁾。

このように、1930年代の新聞経営は満州事変という好機に恵まれながらも、関東大震災、世界恐慌の影響による部数の伸び悩みと、それによる販売競争の激化によって、成長を見せたのは僅かに朝日、毎日と読売新聞（以下、読売）だけであり、他の各紙は非常に苦しい状況におかれていたといえる²⁶⁾。また、満州事変を経て成長した3紙も販売競争に多額の資金を投じており、決して余裕があるとは言えない状況にあつた。

2 新聞社のニュースに対する考え方

新聞はラヂオの登場に際して、瞬時にして広範囲に情報を伝達する作用に脅威を感じたが、その背景には何があつたのだろうか。本節ではその点について、新聞が自己の存在意義をどこに見出していたのか、つまりニュースに対してどのような認識を持っていたかを考察することにより、解き明かしてみたい。

まず、当時の新聞は論説よりもニュースが重視されていた。このことについて、東朝の下村宏は「論説全権時代は去りて、凡てニュース本位、或はストーリー本位の時代になってきた」と述べている²⁷⁾。この要因について、同じく東朝の社会部長を務めていた鈴木文史朗は、教育の普及により一般大衆に読者層が広がり興味関心が散逸したこと、読者の教養が深くなり批判的に読むようになったため、意見を必要としなくなったことを挙げている²⁸⁾。さらに、鈴木は続けて、「或る一つの事件がニュースとして価値がある為には時間的に新しくなければならぬ」と述べ、速報でなければニュースたりえないとしている²⁹⁾。つまり、新聞に必要とされているのは、記者の意見を述べる論説ではなく、情報を瞬時に短く発信するニュースだと考えられていたのである。このような考え方は、当時広く共有されており、他にも多くのジャーナリストたちが述懐している。東日の高田元三郎は「速報の競争は、いわば新聞の生命であつた」と述べている³⁰⁾し、また、時事の伊藤もそうした速報主義が号外偏重の弊害を生んでいることを「日本の新聞は、号外を余りに重大視し、且つ余りに利用しすぎる」と難じていた³¹⁾。

各社はこうした認識から、速報競争に勝つことが他紙を圧倒することだと考え、多額の費用をつぎ込んでいた。例えば、1927年（昭和2年）の久宮祐子内親王生

誕の際には「宮内省が予ねての記者団との申合を正確に実行した結果、各社が莫大な費用と、酷使をして約半ヶ月警戒した赤坂離宮付近、久邇宮邸、宮内大臣邸、磐瀬御用掛邸の張り込みは総て徒労に帰す」と揶揄する評が出たことからわかるように、速報を目指すゆえに、多額の費用と労力がかかっていたことが窺える³²⁾。

こうした速報に対する意気込みは満州事変に際しても同様であった。この時の状況を雑誌記事では「新聞社の手元は各社ともに、乾からびた池に白い腹を仰向けた鮎のやうなものである。(中略)日日、朝日と雖も株主の配当は落とせず満蒙事件費だけでも百廿萬圓に及ばんとしている」と観測されており、各社とも多額の費用をかけて特派員を派遣していたことがわかる³³⁾。

このように、当時の新聞において速報はまさに自社の存在理由そのものといえるほど、重要な要素であると考えられていた。そのため、新聞から速報性が失われるということは、衰退の道しか残されていないということであって、譲ることのできないものであった。

3 新聞社の危機感を煽った満州事変と英米事情

前節で見たように当時の新聞はその存在意義を速報に求めていた。しかし、満州事変が勃発すると、それまで表面化していなかったニュースの速報におけるラヂオの圧倒的優位が明らかになった。さらに海外で起こった新聞とラヂオの対立に関する情報も寄せられることとなり、新聞社はそれへの危機感を大きく募らせることになる。

そこで、本節では、満州事変の新聞社への衝撃を分析した上で、海外の事例が日本でどのように紹介されていたかにも注目し、論壇では盛んに新聞とラヂオの共生に基づく相互補完論が唱えられていたにもかかわらず、両者ともそれを実感できなかった具体的要因について考察していく。

1931年(昭和6年)9月19日午前6時54分、放送中のラヂオ体操が中断され、6分間に亘って満州事変第一報の「臨時ニュース」が放送された。この満州事変の勃発を機に放送局は定時のニュースを1日4回から1日6回に増やし、また、臨時ニュースも戦況の変化に伴い頻繁に出すことになった³⁴⁾。そして、この臨時ニュースは新聞の号外と比べ格段に速く国民のもとに伝わったので、満州で戦う兵士の家族たちをはじめ、国民の多くが臨時ニュースに耳を傾けることになった。

これには、新聞人たちが大きな反応を示した。例えば、前出の伊藤は「東京放

送部は国家的大事件の名に拠つて、頻々として臨時ニュースの放送を開始した。〇〇占拠の号外を、新聞社が是れぞとばかり印刷にかけんとする頃に、迅速明確なるJOAKのニュースとなつて、新聞社は気が崩れて了ふことが頻発した」と述べ³⁵⁾、その影響の大きさを語っている。また、「読者は『号外』を待つのではなくて『ラヂオ』を待つ、街頭では号外の前に立たないでラヂオ屋の前に爪先きを立てた人波が動揺めくのである」と当時の街の様子が伝えられているように³⁶⁾、新聞の号外が完全に敗れ去ったことが指摘されていた。つまり、満州事変を機に新聞人たちはラヂオの速報性に新聞の号外は全く敵わないという事実を突きつけられ、大きな衝撃を受けたのだった。

このように、速報という面で完全に敗れ去った新聞は、海外のメディア環境に関する情報と接することで、その危機感をさらに大きなものとした。もともと民営の形で行われていたアメリカの放送局は、ニュースだけでなく、広告など経営面の問題でも新聞社と対立していたのであるが、その様子を紹介して、東日の金子義男は以下のように述べている。すなわち「昨年(1930年)に於いて全新聞は約四千萬弗から五千萬弗の広告収入を減じているが、これは世界不況の結果にもよるが、ラヂオに喰われたものである」とした上で新聞が大金をかけて得たニュースをラヂオが放送することによって新聞の役目は無視されている、と報告していた³⁷⁾。このように、海外においてラヂオの台頭を前に新聞が劣勢に立たされている状況が伝えられると、日本の新聞人も自らの将来を占うものとして危機感を一層募らせたのである³⁸⁾。

この状況に追い打ちをかけたのが、ラヂオ聴取者の大幅な増加であった。それまでも順調に聴取者を増やしていたラヂオであったが、満州事変を機にその勢いは加速し、1932年(昭和7年)2月17日には100万人を突破し、その後も衰えるところを知らなかった³⁹⁾。

販売拡張戦によって、当時疲弊していた新聞経営者たちは、当然ながらこのような状況に不満を持ち、各社の経営不振をラヂオ放送に結び付けて考えるようになる。例えば伊藤は「放送聴取者数が、昭和六年八月の八十四万五千から、半年足らずで百万を突破したことは、それだけ新聞読者の伸長を抑へたと云へなくとも、少なくとも五十%位は新聞が新読者を喰われたことを意味するであらう」とし⁴⁰⁾、自社の販売部数不振の原因をラヂオ放送に求めていた。したがって、恐慌による新聞経営の悪化を取り上げたうえで、「ラヂオ・ニュースの新聞征服の時代がはじまらうとしている」との評も出ていた⁴¹⁾。

このように満州事変は自らの存在意義を速報に求めていた新聞に大きな衝撃をあたえた。海外でのラヂオ放送局と新聞社の対立の情報は、新聞社にさらなる危機感を募らせ、その後もロサンゼルスオリンピックに関するニュースや国際連盟関連のニュースなどにおいて、新聞はラヂオによる速報の脅威を感じ続けることになった。つまり、論壇では盛んに新聞とラヂオの相互補完論が唱えられていたにもかかわらず、新聞側が相互補完関係を実感するには至らなかったのは、ラヂオの発展と新聞経営の低迷が重なり、ラヂオの脅威が増幅されたため、新聞が速報以外の長を生かす方向に自己認識を転換できなかったことに原因があったのである。

4 二十一日会による抵抗と交渉の難航

不況の影響で経営も厳しく、また自らの存在意義と考えていた速報の分野でラヂオ放送に圧倒的に敗北した新聞は、その存立をかけて放送局に抵抗していった。実質的に行動したのは新聞側の代表として機能していた経営者団体である二十一日会であったが、本節では同会が放送局のニュース放送を制限するために行動を起こしていったことを概観していく。

まず、二十一日会は事変後の臨時放送濫発を批判し、新聞関係放送局理事を通じて1日4回行われていた放送局編集ニュースを2回に減らす方向での対応を検討した⁴²⁾。その後、二十一日会の幹部は東京中央放送局常務理事だった中山を訪れ、臨時ニュースの中止を申し入れたが、中山は「目下外遊中の矢部謙次郎放送部長がとり進めたことであり、詳細は自分にはわからない」と答え、臨時ニュースをできるだけ節約するとの曖昧な返事をしてお茶を濁した⁴³⁾。翌2月に矢部が帰国すると、速報ニュースの放送に関しては各社の編集局長の了解を得た上での実施だったとし、各社幹部に対して了解を求め、結局問題は先送りにされた⁴⁴⁾。

しかし、これを不満とした二十一日会は以降、東朝、東日、報知の会員を委員として、放送ニュース研究委員を設置して、対応策を練った⁴⁵⁾。その後、連盟での満州事変をめぐる論争が激しくなると、そのニュース報道をめぐる新聞社の放送局に対する風当たりは、より激しくなる⁴⁶⁾。この対立は交渉を通じて1933年(昭和8年)2月に一旦まとめ、定時ニュースの放送は制限できたものの⁴⁷⁾、臨時ニュースについては依然として解決を図ることができなかった。そのため新聞社は通信社にさらなる圧力をかけ、臨時ニュースになりそうなものは当分停止し、規定時間にまとめて送信するという方式がとられることになった⁴⁸⁾。

このような新聞社の圧力を前にしても、放送局の報道に対する熱意が変わることはなかった。放送部長であった矢部は「若しかりに、これ(ニュースを指す—引用者注)を無くしたなら、聴取者の激減を予想することが出来る程になって来ている」と述べ、二十一日会の干渉には屈することができないとの決意を示していた⁴⁹⁾。したがって、放送局によるニュース放送の時間短縮は実施されず⁵⁰⁾、むしろニュース放送の時間は増加していった⁵¹⁾。こうした事態を前にして、二十一日会は交渉を打ち切って、通信当局に訴えることにした⁵²⁾。しかし、当時、通信省電務局長を務めていた進藤誠一はラヂオのニュースを阻害することは文化の向上を阻むものであるから、新聞社自ら工夫すべし、として新聞社の要請を一喝した⁵³⁾。つまり、二十一日会の干渉は暖簾に腕押しで大きな効果を上げることはできなかったのである⁵⁴⁾。

以上のように新聞社側の干渉が必ずしも功を奏さなかったのは、新聞社側の足並みが必ずしもそろっていなかったことにも一因があった。すなわちラヂオ版⁵⁵⁾において読売などが成功していたことで新聞社として統一行動は取りにくい状況があったのである⁵⁶⁾。例えば、1933年にアメリカにおけるAP通信社の放送局に対する勝利に刺激され、東京各新聞の販売部長で組織された昭和会では新聞のラヂオ版廃止を討議したものの、各社の足並みは揃わず実現できなかった⁵⁷⁾。

しかし、これ以降も経営が逼迫していた新聞社は干渉を続けていった。二十一日会の会員で報知の代表だった寺田四郎は、1934年(昭和9年)12月の例会で再びラヂオニュース制限問題を取り上げ、同会としてニュース放送回数減少を求め続けた。結果、1935年(昭和10年)4月には、妥結にこぎつけることができた。日本放送協会小森七郎専務理事から、放送時間を75分から50分に短縮するという言質をとり、未だ不満はあったものの合意することになったのである⁵⁸⁾。以後、二十一日会の目立った活動は行われず、鎮静化していくことになった。

小 括

以上見てきたように、当時の新聞は一部の大新聞を除いて、関東大震災や世界恐慌に起因する、行き過ぎた販売拡張競争の結果、非常に困難な経営を強いられていた。そのうえ、満州事変が起り、その後の時局の展開のなかで自ら、存在意義として考え、もっとも力を入れていた速報の面において、ラヂオに対する圧倒的な敗北が明らかとなった。加えて、海外でのラヂオの台頭の情報に触れることで、その危機感はさらに増大したのであった。

論壇で盛んに唱えられていた新聞とラヂオの相互補完論を実感するには至らなかった要因はここにあったと考えられる。速報性の面で敗北し、販売拡張競争の行き過ぎから経営の危機に陥っていた新聞に相互補完論を受け容れるだけの精神的余裕はなく、ラヂオ放送によるニュースを制限しなければ、自らの存亡さえも危ういと考えに至っていたのである。両者の間では放送時間を短縮するという合意を得られ、二十一日会の干渉は鎮静化していったものの、この合意は定時ニュースの放送時間を短縮するというものであり、新聞人が抱いていた速報への脅威は解決されていなかったのである。

II 通信官僚の認識の変化と権限強化

前章でみたように、経営面で問題を抱えていた新聞社は速報の面において劣勢に立つことになるラヂオニュースに対し、大きな脅威を感じるに至り、その脅威を抑えるために様々な方法で干渉し続けた。かかる両者の対立には、当時放送を監督していた通信省も大きく関わることになる。

そこで本章は、技術の大きな進歩によって生まれたラヂオを日本の社会に浸透させるために、様々な手段を講じていた通信官僚、特に放送を所管していた電務局⁵⁹⁾(1926年5月、通信局より改組)関係者がかかる対立をどのように捉え、いかなる対応を示したかを考察する。

1 通信官僚の放送事業認識

既存の研究において、戦前日本の放送事業は、その当初より戦争遂行のため政府と密接な関係を持っていたことが強調されがちである⁶⁰⁾。しかしラヂオの登場当初、必ずしも国策事業としての捉え方はされていなかったようである。そもそも通信官僚がラヂオの調査を始めた当初、彼らの放送事業に対する認識は非常に浅いものであった。例えば、のちに通信次官、日本放送協会会長となる大橋八郎は「私は、放送の本質について、理解が乏しく、寄席に毛が生えた事業ぐらいに考えていた」と回想している⁶¹⁾。また、通信局電話課長としてラヂオの制度調査の先頭に立っていた今井田清徳もラヂオは社会生活に絶対必要のものでもなく、ほかの事業もあるので、このような成功するかかわからない事業をしている余裕はない、と述べ、放送事業の将来に懐疑的な見解を示していた⁶²⁾。つまり、ラヂオの存在が日本で知られるようになったころ、それは娯楽演芸の延長と捉えられて

いたのである⁶³⁾。

このような状況に変化が訪れ始めるのは、関東大震災を経てからである。関東大震災での流言蜚語による朝鮮人の虐殺は、実際に震災という非常時において広域に情報を伝達できるインフラの重要性を痛感させた。そのため、ラヂオの整備が進んでいればこのような悲劇は生まれなかったであろうという議論が多くなされることになり、少しずつ通信官僚たちのラヂオに対する関心が強くなっていく⁶⁴⁾。関東大震災直後、通信省令により「放送用私設無線電話規則」が公布され、はじめて放送事業が第一歩を踏み出すことになるのはその一例であろう⁶⁵⁾。その後、官営、民営の議論など紆余曲折があり、1925年(大正14年)に放送が開始されたが、通信官僚の中には、未だに放送事業の成功に半信半疑の者が多かったのも事実である⁶⁶⁾。

ラヂオに対する評価が高くなるのは、放送事業が始まり聴取者の伸びが顕著になってからである。さらに1926年(大正15年)5月にイギリスで起こった大争議で、政府の放送事業への期待は大きく高まることになる⁶⁷⁾。この争議は炭鉱争議に端を発し、新聞、通信機関までが停止するという事態に陥り、大きな混乱を招いたが、ラヂオ放送局が情報伝達を一手に引き受けたことで解決したのである。これが契機となって、多くの通信官僚はラヂオの瞬時に広範囲に情報を伝達できる機能が、非常に有用であると認識し、その公益性、利便性は社会のために存分に発揮されるべきと考えるに至るのである⁶⁸⁾。例えば通信省電務局長であった畠山敏行は「(ラヂオの)本質を強調すれば、即ち社会性、必需性、公益性及び利便性の高き事業である」と考えるまでに至った⁶⁹⁾。

このように日本放送協会設立以降、通信官僚は全国において多数の民衆がラヂオによる利益を享受できるよう設備の拡充に全力を傾けるようになった⁷⁰⁾。通信省出身常務理事であった中山竜二も、将来的にラヂオは国民生活上欠くべからざる要素となるだろうと述べていたが、その言葉の中には、社会的インフラとしてのラヂオの可能性に対する期待があったといえる⁷¹⁾。

さらに、満州事変を契機として、このラヂオへの期待に大きな変化が起こる。同事変が起こり、多くの国民が刻々と報じられるラヂオのニュースに引き寄せられ、その報道機能が大きい注目されると、非常時における国論統一機関としての期待が一層高まることになったのである⁷²⁾。この背景には日本が、満州事変や国際連盟脱退の過程において、情報戦略を軽視していた結果、国際社会で不利な情勢になっていったこともあるだろう⁷³⁾。

その結果、通信官僚の中においてラヂオによる国内の輿論統一を進める体制を築くべきであるという議論が盛り上がっていく⁷⁴⁾。また、このようにラヂオの情報政策の面からの機能に注目していた通信省は、「この言論機関の活動乃至輿論発生基礎となるべきものは、実に人類社会の凡ゆる範囲、凡ゆる部門に時々刻々と発生する事件の報道、即ちいはゆるニュースの報道にあることも縷説を要しないところである」と声明し⁷⁵⁾、あらためてラヂオの報道機能を伸ばすことの重要性を確認していた⁷⁶⁾。

この認識は、日本放送協会でもすぐに共有されることになった。日本放送協会会長、岩原謙蔵の年初の挨拶が満州事変を境にして変化するのである。すなわち、満州事変以前においては、「当局者と致しましては、極力運用の適正を計るとともに、設備の改善、拡張に努め、邦家の為め、之が利用を促進すべきことは、申す迄も御座いませぬ」などと設備の拡張、ラヂオの利益の全国の共有を語っていたが⁷⁷⁾、満州事変以後においては「之（1932年の放送事業の内容—引用者注）を簡単に申せば、国民文化の普遍、民族精神の充実を図ることであつて、放送事業本来の使命は茲にあるとも謂ひ得らるると存じます」と述べ⁷⁸⁾、「国民文化」「民族精神」という言葉が使われ、時局を反映した挨拶をするようになる。

後述のように、通信省が主導して日本放送協会の組織改編を行い監督権限を強化すると、通信官僚はラヂオを国家統制のもとに置くべきとの考えを強め⁷⁹⁾、日本放送協会の職員も通信省を日本放送協会の上部組織であるかのように認識し⁸⁰⁾、行動していくことになる。

以上のように放送事業は、ラヂオ放送が開始されることで初めて有用なものであると通信官僚に認識されるに至ったのであり、さらに、満州事変以降は非常時における情報政策を担う国家事業であるという認識へと変化していったと言える。

このように放送を監督していた通信官僚の認識が変化していったことは、その監督権限や政策にどのような変化をもたらしたのだろうか。次節では、この点を確認していきたい。

2 通信省の監督権限

前節で見たように、通信官僚の放送事業に対する認識は放送開始前後、日本放送協会設立前後、満州事変勃発前後と、大きく3つの段階を経て変化していったのであるが、それに伴って、通信省の監督権限がどのように変化していったのか、本節ではその点を考察していく。

まず、ラヂオ放送に関する法令を確認していく。通信省が放送を監督する根拠法は無線電信法であるが、日本の放送行政は終戦まで一貫して、次に示す無線電信法とそれに基づく放送用私設無線電話規則に則って進められることになる。

無線電信法（1915年6月19日公布）⁸¹⁾（下線は引用者）には、

- 第1条 無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス
- 第2条 左ニ掲グル無線電信又ハ無線電話ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ、之ヲ私設スルコトヲ得。
- 第6項 前各号ノ外主務大臣ニ於テ特ニ施設ノ必要アリト認メタルモノ。
- 第9条 私設ノ無線電信又ハ無線電話ノ施設者本法、本法ニ基ヅキテ発スル命令又ハ之ニ基キテナス処分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信、無線電話ノ許可ヲ取り消シ、又ハ其ノ使用ノ停止ヲ命スルコトヲ得。

とあり、ラヂオ放送局の設置は無線電信法第2条第6項によって認められ、その内容を通信省令である放送用私設無線規則で細かく規定している。

放送用私設無線電話規則（1923年12月20日、以下、「規則」）⁸²⁾

- 第2条 放送ヲ目的トスル私設無線電話ヲ施設セムトスル者ハ願書ニ左ノ各号ノ書類ヲ添付シ通信大臣ニ差出スヘシ
- 四 収支概算書及説明書
- 第3条 起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 五 放送事項
- 第9条 放送施設者ハ左ノ事項ヲ順守スヘシ
- 二 公衆通信又ハ軍事通信ヲ取り扱フ無線電信又ハ無線電話ヨリ放送ノ中止ヲ求メラレタル時ハ直ニ之ニ従フコト

また、ほかに通信省の監督権限を担保するものとして、無線電信法第2条にある許認可権があった。主に通信省の監督権はこれによるものが大きい、許可を与える条件として附款を付し、通信省の命令を受け入れさせることで放送事業を監督していた。

以上、放送開始当初における通信省の監督権は、「規則」や社団法人として認

可を与える条件として出す命令書⁸³⁾により担保され、その内容は毎年度の予算を届出制とするといった事業経営に関するものと、広告放送は認めないなどという放送内容に関するもの⁸⁴⁾であったが、前節で見たように、当時の通信官僚のラヂオへの期待はそこまで大きいものとは言えなかったのも、監督権も大きいものではなかった。

しかし、ラヂオの聴取者が増加し、それへの期待が高まってくると、ラヂオ放送の全国化を目指し、日本放送協会が設立されることになる。同協会の設立を機に、通信省の監督権限も強化されることになる。具体的には、無線電信法第2条に基づく社団法人日本放送協会設立許可命令において、それまで届出制であった事業計画と収支報告が許可制に変化した。許可制においては、届出制とは異なり、通信大臣の許可なしに事業を運営できなくなることから、その監督権限は大幅に増すことになる。また、日本放送協会はその定款においても様々な定めを置いていた。例えば、日本放送協会定款(1926年8月6日)⁸⁵⁾では、

第13条 理事、幹事ノ選任及解任並会長、支部理事長、本部常務理事、支部常務理事ノ就職及解職ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セサルモノトス

第23条 本会解散ノ決議ハ主務官庁ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ効力ヲ生セサルモノトス

としていたため、その人事にまで通信省が介入できることになった。そのため、反発を招くことになったのであるが⁸⁶⁾、前節で見た通信官僚の認識から考察すると、このように監督権限を強化したのは、驚異的に躍進発展を遂げるこの新事業をして大局的に軌道を誤らせず、公共の利器として使命を果たさせるためであったと考えられる。

もっとも監督権が強力になるのは満州事変後、日本放送協会の組織再編が行なわれた後のことである。日本放送協会はその成立の過程、定款、機構、人事などから見て、運営上、幾多の葛藤、障壁を惹起していた⁸⁷⁾。そのため、電務局業務課長を務めていた、田村謙治郎(のちに、電務局長)は放送協会の事業経営ぶりに甚大な不満を抱き、自ら放送協会主要職員のために経営合理化論を講義する一方、折に触れ機構、運用の改革を説示していった。このような考えから、田村は1934年5月に迫った日本放送協会の役員改選期を好機として、小森常務理事に改

革の断行を要請していったのである⁸⁸⁾。その改革の内容とは、ラヂオ放送の発展に伴い、経営機構を一元化して、中央集権化を図りつつ、内部の統制を強化するため役員を大きく減らすというものであった⁸⁹⁾。この役員削減は、後述のように新聞社の放送局への影響力を大きく減退させることになったのである。

また通信省の監督権限にも大幅な変化があった。すなわち、それまで許可に付随する命令として出されていた、多くの監督権限が定款の細則の中に明確に記載され強化されることになった。そのため協会のほとんどの活動に対して、通信大臣の許認可を要するようになった⁹⁰⁾。これは、前節で見たように、満州事変以降、通信官僚も、日本放送協会の職員も、非常時に際して日本放送協会が通信省の外局であるかのような認識を持つに至ったことが背景として考えられるだろう。

以上見てきたように、ラヂオ放送開始以来、終戦まで、通信省が放送事業を監督するための根拠となる無線電信法とそれに基づく放送用私設無線電話規則に大きな変化はなかった。しかし、通信官僚の放送事業に対する認識が変化したことに伴い、許認可に伴う命令という運用面を通じて、放送局に対する監督権限も大幅に強化されていくことになる。

3 日本放送協会の機構の変化

通信官僚の放送事業に対する認識の変化に伴って、その監督権限が強化されてきたことは前節でも言及したところである。そこで、本節では、そのような通信省の監督権限の強化により、日本放送協会の組織構成がどのように変化したかを見ることにより、通信省、新聞社それぞれの影響力の変化を考察していきたい⁹¹⁾。

まず、日本放送協会設立以前の東京放送局時代において役員は理事、監事、評議員が置かれていたが、その多数は新聞社出身者が占めていた。例えば東京放送局発足当初において理事20名中、5名が新聞社、通信社出身理事であり、通信社出身者は新名直和1名であった。また、評議員に関しても36名中、12名が新聞社出身者で占められており⁹²⁾、座談会席上で新名が新聞社の影響力は非常に強かったと回想している⁹³⁾。

その後、日本放送協会が設立されると、その勢力図に変化が起こる。日本放送協会設立の際に頼母木政務次官が「通信事業は国家の管理を原則とする。これを民間に委ね、その大成を計る上から役員中に通信官吏出身者を加え、円滑な連絡を図ることも事情やむを得ない」と述べた⁹⁴⁾ことからわかるように、ラヂオ機能の有用性を認識することになった⁹⁵⁾通信官僚は、その影響力を増大させる

ため、通信官吏を日本放送協会にも派遣したのである。

1934年の日本放送協会の組織再編に際しては、人事面で大きな変化があり、同協会の役員、特に評議員として活動していた新聞社出身者の多数が、日本放送協会を去ることになった。すなわち、東京放送局、日本放送協会関東支部の評議員を歴任していた、新聞社出身者12名の内、6名がこの組織改編を機に退任することになり⁹⁶⁾、残ったのは中外商業新報社の築田欽次郎のみであった。その一方で、組織改編後の新任の理事9名中、電務局長の山本直太郎を始めとする5名は通信省出身者が占めることになった⁹⁷⁾。もちろん、改編後に役員になった新聞社出身者はいたものの、同協会内での新聞社の影響力は相対的に弱まり、通信省の影響力が人事の面でも強くなったということではできるだろう。

こうした背景には、前述のような通信省のラヂオ放送に対する認識の変化と同時に、報道放送に対する小森常務理事などの思惑もあった。前節で述べたように、協会の組織改革は通信省の田村が小森に働きかけたことによって始まったのであるが、当該改革について小森は、ニュース放送はことあるごとに新聞社の影響を受け不自由な状態に置かれていたため、なんとかしなければならぬと絶えず頭の中にあっただけで大きかった、と回想している⁹⁸⁾。この小森の考えにラヂオの報道機能の重要性を認識していた通信官僚が同調したことは想像に難しくなく、この結果、第二章第1節でみたように、日本放送協会は通信省の外局のような役割を強めることになる⁹⁹⁾。

小 括

以上、本章では通信官僚の放送事業に対する認識の変化と、それに伴う通信省の放送局への監督権限の強化、さらに人事面での介入増の様子を明らかにしてきた。その過程は大きく3段階からなっており、東京放送局設立前後、日本放送協会設立前後、そして満州事変勃発前後に分けることができる。

まず、東京放送局設立前後において、通信官僚の放送事業に対する認識はまだ浅いものであり、放送事業の成果に関しても半信半疑であった。そのため、無線電信法や放送用私設無線電話規則に基づく監督権は広く準備しつつも、実際の監督は放送内容の検閲や予算の確認にとどまっていた。結果、放送局内の勢力も新聞社の勢力が圧倒的に大きかったといえる。

次に、日本放送協会設立前後になると、聴取者数の大幅な増加や海外での放送局の活躍により、通信官僚の中でも、放送の有用性に関する認識が高まっていっ

た。その結果、日本放送協会の設立においては、予算や人事の許認可権をはじめとする監督権限の強化が図られ、日本放送協会内にも多くの通信省出身者が送り込まれることになった。

満州事変が勃発したのち、通信官僚の多くは、ラヂオが社会的、国家的に重要な存在であるということ認識するに至る。特に、報道などの情報伝達能力は非常時下の日本の中で、輿論統一を図るのに適していると考えられた。また、当時、新聞社の抵抗のため苦境に立たされていた日本放送協会側からも報道能力を高めるために、組織の改編が望まれていた。これらの意向を受け、1934年に組織改編によって人事の大幅な変更、通信省の権限強化を図ることになった。これ以降、通信省と日本放送協会の関係は非常に緊密になるとともに、逆に新聞社の日本放送協会への影響力は削がれることになり、抵抗が難しくなっていくのである。

以上、本章では通信官僚の放送事業に対する関わり方の変化と、それがラヂオと新聞の対立へ及ぼした影響を考察したが、次章においては、それらをうけて、なぜ新聞がラヂオを受容するに至ったかを分析していきたい。

III 対立の解消と相互補完

ここまで、ラヂオが登場したことによってメディアの中心にいた新聞が脅威を感じ、これに対して干渉することになる要因の分析と、実際に干渉していく過程を見たうえで、通信省が放送事業に対してどのような認識のもとに放送を監督してきたかを明らかにしてきた。しかし、二十一日会は1935年4月22日のニュース放送の短縮を通信大臣に交渉したのを最後に大きな行動を見せなくなっていった。そこで本章では、新聞とラヂオの対立が解消し、それぞれがメディアとして相互補完する関係になっていく過程とその理由を分析していきたい。

1 新聞社による干渉の余地の減少

まず、既述した新聞側の圧力は、大きく4つに分けることができる。第1は協会理事を通じた放送局への影響力行使、第2は通信を遅延させるための通信社への圧力、第3は放送の監督官庁であった通信省への陳情、第4は記者クラブからの締め出し、である¹⁰⁰⁾。しかし、日本放送協会の改組や同盟通信社（以下、同盟）の設立などを通して、新聞社の影響力が削がれていく中で、これらの干渉を行なうことは困難になっていく。以下、本節においては、その過程を考察していく。

第1の協会理事を通じた影響力の行使は、頻繁に行なわれていたようである。例えば、「AK（東京中央放送局—引用者注）編集局を作らうという予算を要求する毎に（新聞社出身理事たちが—引用者注）その予算を握り潰して今日まで過ぎてきた」と観測されている¹⁰¹ように新聞社に不利な行動を放送局が取れないよう、予算の否認などをしていたと考えられる。さらにこの協会理事の影響力を盾に、二十一日会幹部が直接放送局に乗り込んでくることもあった。しかし、前述のように日本放送協会の組織改変を経て以降、新聞社出身の協会役員が大幅に減少したこともあり、小森の新聞社の影響力排除という意図どおり、新聞社の発言力は低下していった。その結果、協会理事を通じた圧力という手段はとれなくなっていった。

第2は通信社への圧力であるが、これも大きな影響力を持っていた。当時の通信社は電通と連合の2大通信社が主であったが、通信というニュースソースを扱う以上、新聞社とは密な関係にあった¹⁰²。さらに連合においてはその理事は各新聞社代表たちが務めていたこともあって、前述のように、圧力をかけることはたやすいことであった¹⁰³。しかし、このように通信社を介して圧力を強めるという手段も、同盟が設立されるにいたって、不可能になっていった。それは、新聞社側の圧力を何とかするため通信社を持ちたいと考えていた¹⁰⁴小森と、情報政策の強化¹⁰⁵のために国家代表通信社を作りたいと考えていた政府の思惑¹⁰⁶の合致により、日本放送協会が同盟に多額の出資をし、影響力を持つようになった¹⁰⁷からである。これによって、日本放送協会は同盟に5名の理事を出すことになり、新聞社の干渉なしに、通信を購入して、ニュースを配信する機構を整えた¹⁰⁸ので、新聞社の通信社を介した圧力は不可能になっていった。

第3の通信省への陳情であるが、これは当初からあまり功を奏さなかった。一部、台北放送局が広告放送を行なったことに新聞社が抗議した際に、通信省としてこれに対応したことはあったものの¹⁰⁹、それ以降のラヂオニュースに関する陳情は、前述のように効果がなかった。

結局、同盟の設立以降、新聞社が放送局に対してかけることのできた圧力は記者クラブから締め出す程度で、これも通信社を通じて記事にすることができたので大きな効果をあげるには至らなかったのである。以上、ラヂオ放送開始以降、新聞社がおこなってきた様々な圧力について考察したが、同盟の設立以降は、どれも効果が上がらず、新聞社の干渉自体が不可能になっていったという事実が明らかになった。

2 新聞社による自己認識再考への環境変化

前節において、新聞側が放送局に対して行なっていた干渉が徐々に効果を発揮できなくなっていく状況を明らかにした。しかし、新聞がラヂオを受け入れていく理由は新聞社が干渉の手段を失ったことだけにとどまらない。例えばアメリカの事例のように裁判でニュース報道権の保護を訴える¹¹⁰手段もあったが、そこまで至らなかった点からも考えられる。つまり、新聞がラヂオを受容する要因は前節で見たような消極的な側面だけではなく、積極的な要因もあるのではないか。本節においては、このような問題意識の下、新聞社が干渉できない状況下、逆に新聞社が抵抗しなくとも、速報以外の面で新聞がラヂオと共生していけると考えたきっかけとなる要因について分析を加えていきたい。

第1に考えられるのが、同盟の設立による新聞社の拡張競争の沈静化である。前述したように、新聞社の経営環境悪化には、各社の販売拡張競争とそれに伴う、満州事変に際しての取材網の拡張が大きく影響していた。取材網を拡張できる資本力を持っていた朝日、毎日と資本力のなかった時事、報知、国民などの間の溝が拡大したため、大新聞以外は凋落することになるが、その背景には、連合や電通のような通信社がうまく機能していなかったことがある。アメリカのUP通信社と提携して軍の行動を支持していた電通と、AP通信社、ロイターなどと締約して外務省側と目されていた連合の報道は、しばしば食い違いを見せ、新聞界を困惑させたのである¹¹¹。そのため、各社とも通信社を信頼することができず¹¹²、満州への特派員派遣に回収困難な莫大な投資を行っていったのである。時事の社長であった伊藤は満州事変から連盟での満州問題討議の期間の号外競争が最も激しく、ほとんど毎日号外を発行するような状況であったとした上で、「特派員の増派と販売費その他の増加を一切合算したら、月に四万円位の支出増を記録するであらう」と述べており、満州事変取材費が非常に経営を圧迫していた、とする¹¹³。また前述したように、満州事変の取材費が百廿万円に上ると言われるなど朝日や毎日のような大新聞の場合も、その経費は財政逼迫の一要因になっていたことは疑いようがない¹¹⁴。

しかし、日本社会全体が世界恐慌の影響から脱していき、国家の情報政策の中心として同盟が設立されると、この状況が徐々に改善されていった。国策通信会社として新聞社、日本放送協会、連合、電通の出資によって設立された同盟は、日本国内のニュースを海外に発信し、海外のニュースをいち早く日本に伝えると

いう任務を担った¹¹⁵⁾。そのため、それまで号外競争によって経営が逼迫していた中小新聞社たちも同盟の通信を利用するようになり、満州事変関係費用の削減を行ったのだ。たとえば国民の田中齊主幹は「同盟が出来たお陰で記者はそんなに要らなくなつたのだ」と述べている¹¹⁶⁾。つまり、国家統制のもとで放送局とともに同盟を設立し、それに海外の情報を頼ることが出来るようになった新聞社は、満州における取材網の拡大に多額の費用をかける必要がなくなったために、経営逼迫の一要因を取り除くことが出来たといえる。

第2に政府による新聞とラヂオの関係調整が考えられる。この時期の情報政策をめぐっては、新聞、ラヂオ双方が必要とされていたのである。例えば、同盟の創立総会における发起人田中都吉は、ラヂオと新聞がニュースをめぐって対立することは社会全般の調整を保つ上で悩ましい問題であり、新聞もラヂオもともに社会生活上必要な機関なのだから、双方協力しなければいけないと述べている¹¹⁷⁾。ラヂオに関しては前述した通りであるが、新聞に関しても、1937年(昭和12年)には政府が新聞人を欧米に派遣して対外情報宣伝に活用するなど、新聞に接触を図り、協力を求めていたこと¹¹⁸⁾を考え併せると、その後の政府による調整にも納得がいく。通信大臣が新聞とラヂオのニュースをめぐる交渉に関わったり¹¹⁹⁾、太平洋戦争下において大本営発表の臨時ニュースは午後9時以降すべて翌朝回しとなったこと¹²⁰⁾などはその証左である。この政府の介入の結果、新聞とラヂオは相互依存の複雑かつ密接な関係を築いていったのである¹²¹⁾。

第3に考えられるのは、新聞、放送局がともに国家の統制に入っていくなかで人的つながりを深くしたことである。双方が同盟に参画するなど、ともに活動する機会が増えたことにより相互理解が深まったのではなからうか。たとえば、日本放送協会の小森はその回想の中で、同盟の設立に際して朝日の緒方竹虎と非常に親しくなり、この緒方の影響は必然的に小森の放送事業運営にも反映した、と述べている¹²²⁾。

このように、経営上の余裕と政府管理の結果、新聞によるラヂオへの干渉は鎮まっていたといえる。この変化が「新聞＝速報」という自己認識に再考の余地を生み、次節で述べるような相互補完関係構築のきっかけとなっていたのである。

3 相互補完関係の構築

前節で見たように、新聞とラヂオがともに政府統制の影響をうけていったこと

で、新聞の自己認識が再考される土壌が整ってきたのだが、それまで新聞に受け入れられなかったラヂオとの相互補完論はどのような形で実感されるに至ったのだろうか。本節ではこの点に焦点を当て、論じていきたい。

まず、新聞とラヂオが相互補完の関係を初めて実感するのは、1936年(昭和11年)に起こった二・二六事件の時であった。二・二六事件においては、陸軍がラヂオを利用して反乱軍に帰順を求めるためにラヂオが使われた¹²³⁾。つまり、非常時におけるラヂオの情報伝達力を見込んだ陸軍がラヂオによって市中の暴動を防ぎ、かつ反乱軍に帰順を促したことから、ラヂオは政府専属のスポークスマンとして機能したのである¹²⁴⁾。新聞社の記者は事件情報からの締め出しを受け、これに抗議したものの、非常時だということで相手にしてもらえなかった¹²⁵⁾。しかし、記事に出来ないのでは翌日の紙面に差し支えるので、ラヂオ放送のニュースを聞いて号外を出したり、記事にしたのである。やむを得ない措置ではあったものの、これが意外にも読者に受け入れられ、新聞とラヂオは協力出来ることを確認したのである¹²⁶⁾。

類似の協力はその後も多くみられることになり、同年夏に行われたベルリンオリンピックでは各紙ともラヂオの実況放送を利用することにより多額の取材費用をかけることなく、号外を出すことができ、朝刊に競技の結果を載せることができた¹²⁷⁾。つまり、二・二六事件やベルリンオリンピックでは、速報という分野に関してはラヂオに圧倒的にならなかつたものの、ラヂオで聞いたニュースを再び新聞で読むという読者の需要の存在が確認されたのである¹²⁸⁾。

このように、ラヂオとの相互補完関係が現実なものであると実感した新聞は、従前の「新聞＝速報」という自己認識を転換させ、見るメディア、さらに詳細な情報を届けるメディアとして、その存在意義を重視するよう変化していったのである¹²⁹⁾。例えば、ラヂオがニュースを夜のうちに放送してしまうことは「新聞が大盗難に遇つたのと扱ふ所はない」とまで述べていた¹³⁰⁾伊藤も「ラヂオは聴覚に訴へる瞬間性のもので記録性を有せず、聴取者は一度聴いたニュースも、これを新聞によつて確かめるといふ相関関係があるため、新聞は減少するどころか、ラヂオの発達とともにかへつて増資の趨勢をさへ示した。」と述べ¹³¹⁾、新聞とラヂオの相互関係を認識するに至る。

以降、新聞人の中でも伊藤のような認識を持つ者が大半を占めるようになり¹³²⁾、新聞とラヂオの相互補完関係が築かれることになったと言えるだろう¹³³⁾。

小 括

本章では、新聞とラヂオの対立が解消し、相互関係を築いていく過程を、3段階にわけて分析してきた。

第1の段階では1934年の日本放送協会の改組により放送局内の新聞社出身理事が減少し、その影響力が失われ、同盟が設立されたことにより、通信に対する影響力も行使できなくなった。その結果、新聞社が放送局に対する抵抗手段を失っていく様子を考察した。

第2の段階では、政府の統制の結果として同盟が設立されて以降、取材費軽減による経営環境の改善、人的つながりの強化もみられ、政府もニュースをめぐる対立の交渉に関与するなどした結果、新聞とラヂオが持ちつ持たれつ関係を築き、改めて新聞とラヂオの関係が見直されることになる経緯を概観した。

第3の段階では、二・二六事件やベルリンオリンピックを通じて、新聞は速報性ではラヂオに敵わないものの、見るメディアとして、深い情報を提供するメディアとしての新聞の需要は決して失われていないということを新聞が実感し、自己認識を転換したうえで、ラヂオとの相互補完関係を築いていく過程を分析した。

以上のように、新聞とラヂオの共生関係が築かれたのは、新聞社が放送局に干渉できなくなったという消極的要因と、日本放送協会改組や同盟通信社設立によって経営環境の逼迫が改善され、加えて二・二六事件やベルリンオリンピックの中で新聞とラヂオの相互補完が実感されたという積極的要因の双方によるということができる。

終 章

本稿では、マスメディアの中心にいた新聞がラヂオの登場に脅威を感じ、圧力をかけていく背景、その干渉の内実、かかる両者の対立が解消にいたる過程を、通信官僚の視点も踏まえつつ考察し、以下のことを明らかにした。

第1に、対立の背景には新聞社が自己の存在意義を速報のみに見出していた事実があったことを明らかにした。関東大震災、世界恐慌による不況、加えて満州事変における行き過ぎた販売拡張競争の結果生じた新聞社の経営環境の悪化と対照的に台頭するラヂオの存在によって、新聞社はこの「新聞＝速報」という考え

から転換することが出来なかった。その結果、瞬時にして広範囲にニュースを届けることのできるラヂオの報道を制限しなければ、自らの存亡が危ぶまれると考えたのであった。

第2に、当該時期における通信官僚の放送事業に対する認識の変化と権限の拡大が、両者の対立の解消に大きな影響を与えたという点である。そもそも通信官僚は、放送事業開始前の段階においてはラヂオに対して大きな期待を抱いていなかったため、監督権限は小さくとどめられていた。しかし、ラヂオ放送が開始され、その後の満州事変により時局が急転していく中、その情報伝達能力に大きな期待が寄せられるようになり、予算や人事などの許認可権を通じて、その影響力を強化していく姿勢を示すことになった。これが、放送局に理事を出し、ラヂオの能力を制限しようとしていた新聞社の影響力を削ぐことにつながった。さらに、情報政策の強化の面から、新聞と放送の対立の調整を図りつつ、同盟を設立した。それは放送局の報道の新聞からの自立性を高め、新聞社をして取材競争から解放し、両者の補完関係を築ききっかけを作った。

第3に、新聞社と放送局の対立が解消していくのは、複合的な要因によることが明らかとなった。具体的には、新聞社の抵抗手段が失われたという点、「新聞＝速報」という自己認識が見直されたという点、そして、もともと議論されていた新聞とラヂオの相互補完論が実感されたという点である。これらの要因によって、1934年の日本放送協会の改組から同盟設立を経て、1936年の二・二六事件、ベルリンオリンピックを経験することで新聞のラヂオに対する干渉は収まっていき、相互補完しながら日中戦争に臨んでいったということが言えるだろう。

以上のように、ラヂオの登場に脅威を感じた新聞の抵抗は、新聞社が「新聞＝速報」という誤った自己認識を固定化させてしまったことに起因していた。そのため、論壇においてはラヂオと新聞はその機能の違いから、相互に補完しあいながら共存していけるという議論が盛んに行われていたにもかかわらず、新聞社はこの相互補完関係を構築するには至らなかった。しかし、新聞は非常時の国家管理を契機として、その経営も安定し、速報性で劣っていてもラヂオとの協力で、さらに発展可能であるとの認識を持つようになり、新聞社の自己認識のズレは解消されることになった。その結果、新聞は視覚的で保存可能、そしてより詳細に踏み込んだ報道をできるという新たな自己認識を持つに至り、新聞とラヂオの対立は解決することになった。つまり自己認識が修正され、新たな方向を模索するに至ったことが対立解消につながったのである。

このように、技術革新によって新しいメディアが誕生すれば、これは既存メディアの脅威となることは避けられない。しかし、このニューメディアの登場によって既存のメディアが必ず衰退するというわけではない。重要なことは、既存のメディアが自己の特質、役割分担をあらためて吟味し、ニューメディアとの相違点はこういった点にあるのかを模索することであると云える。

当該事例に学ぶ「既存の自己認識に固執せず、違う角度から自己を模索すること」の重要性は、今後のメディアの再編においても重要な示唆を与えるものであろう。

- 1) 日本放送協会『放送夜話』(日本放送出版協会、1968) 215頁。
- 2) ラヂオの機能に対する新聞人による脅威論は、多々伝えられているが、その代表的なものは、東京日日新聞の高田元三郎「新聞の大敵は無線電話」(『内外要覧』1922年9月3日付)だろう。高田はアメリカではラヂオが新聞以上の速さでもって報道の役目を果たしていることを伝え、日本では新聞社が放送の権利を取得し、新聞の脅威にならないようにすることが大切である、と述べている。また、日本放送協会の報道課長だった宝田通元はラヂオ放送開始当初を振り返って、「(新聞社は引用者注)新聞の先を越してニュース放送がでるという速報性に対しては非常に敏感だった」と述べている(前掲、『放送夜話』207頁)。
- 3) ラヂオ放送の実験を各新聞社が競って行ない、中には東宮御成婚奉祝式の様子を伝えるものや、当時の人気歌手佐藤千夜子の独唱までも行なわれた(日本放送協会編『放送五十年史』<日本放送出版協会、1977>9頁)。
- 4) 1924年通信大臣となった犬養毅がラヂオの経営を公益法人の下でのみ行なうとし、財界人や新聞人、官僚出身者の合同で放送局は経営されることになった。その中で新聞社がニュース放送を任されていたにもかかわらず、ラヂオニュースによって新聞が脅かされるという危機感から、ニュース放送に注力しなかったことが不信を買い、ニュース放送が新聞社から独立してしまうのである。結果として新聞社が放送局の報道機能を支配下におさめることはできなかった(電波監理委員会編『日本無線史 第7巻』<電波監理委員会、1951>32頁、日本放送協会放送史編修室編『日本放送史』<日本放送出版協会、1965>99頁、「座談会・放送事始」<『放送文化』1960年3月号>、日本放送協会編『20世紀放送史』<日本放送出版協会、2001>54頁。なお、『日本放送史』に関しては、1951年出版のものと1965年出版のものが存在するため、『日本放送史(1951)』、『日本放送史(1965)』と表記し区別する)。
- 5) 特筆すべきは、ラヂオ放送の開始でその能力が理解され、後述する新聞とラヂオの相互補完論が優勢になって以降も、この新聞の放送局への抵抗が止まなかったことである。

- 6) 内川芳美『新聞史話 生態と興亡』(社会思想社、1967)。
- 7) 新田宇一郎「新聞と電波メディアの闘争史」(『日本新聞百年史』日本新聞百年史刊行会、1960)。
- 8) 竹山昭子『戦争と放送』(世界思想社、1994)、竹山昭子『ラジオの時代』(世界思想社、2002)。
- 9) 『日本放送協会史』(日本放送協会、1939)、河澄清編『日本放送史』(日本放送協会、1951)、前掲、『日本放送史(1965)』、前掲、『放送五十年史』、前掲、『20世紀放送史』などが存在する。
- 10) 浦部信義「日本における放送開始と通信省」(『メディア史研究』2005年12月号)。
- 11) 向後英紀「ラヂオ放送の夜明け——JOAK東京放送局誕生まで(特集=放送80周年特集)」(『メディア史研究』2006年5月号)。
- 12) 太田昌宏「放送80年 ラヂオ放送草創期の諸論議——新聞界、実業界、通信省の確執」(『放送研究と調査』2005年4月号)。
- 13) 筑瀬重喜「1920-30年代のメディア戦争 新聞はラジオといかにして共生関係を見出したか」(『情報化社会・メディア研究』2005)。
- 14) 筑瀬重喜「ラヂオ放送との遭遇 生まれ変わる新聞」(『メディア史研究』2007年6月号)。
- 15) 前掲、筑瀬「1920-30年代のメディア戦争 新聞はラジオといかにして共生関係を見出したか」はメディア史の視点から考察されているためか、通信省の動きや新聞の干渉の実態に関する論拠が曖昧である。また、その内容にも時期のズレが見られるなど、事実誤認を含んでいる。
- 16) 杉村楚人冠「ラヂオと新聞」(『女性』7巻5号、1925年5月)や下村宏『新聞常識』(日本評論社、1929)、金子義男「新聞文化とラヂオ文化」(『調査時報』1931年6月号)、柴田寛「放送事業とラヂオ版」(『放送』1931年6月号)、「ラヂオニュースと新聞ニュース」(『ラヂオ年鑑』1932年)、B・B・S「舌を忘れたアナ」(『文藝春秋』1935年3月号)など多数存在する。
- 17) 新聞研究所編『日本新聞年鑑』1928年号—1941年号によれば、この二十一日会は1926年5月から1941年の日本新聞連盟の設立まで新聞編集に関する事象に関して影響力をふるってきた団体である。具体的なメンバーは東朝の緒方竹虎や下村宏、美土路昌一をはじめ、東日の阿部真之助、中外商業(現、日本経済新聞社)の小汀利得、時事の伊藤正徳、報知の寺田四郎、電通の上田碩三、連合の古野伊之助や岩永裕吉らであった。
- 18) 佐々木隆『メディアと権力』(中央公論新社、1999) 349頁。
- 19) 同書353頁。
- 20) 前出の内川は「大正12年の関東大震災後から昭和初期にかけて、主として東京を中心に行われた競争は、中でもとくに激しく、報知新聞、国民新聞、時事新報などといった伝統ある大新聞がつぎつぎと脱落していったのはこの時期である」と指摘している(同「マスメディアの歴史」<『新聞研究』136号、1962年11月>)。

- 21) 有楽町人「新聞非常時の諸相」(『文藝春秋』1935年1月号)。
- 22) 小野秀雄「日本新聞発達史」(『総合ジャーナリズム講座 第10巻』日本図書センター、2004) 22頁。
- 23) 前掲、内川「マスメディアの歴史」。
- 24) 伊藤正徳『新聞五十年史』(鱒書房、1943) 347頁。また、高田元三郎『記者の手帖から』(時事通信社、1967) 165頁も同様の指摘をしている。
- 25) 当時唯一、経営を拡大していったのは読売であった。もとは朝日、毎日の足元にも及ばない弱小新聞だったが、1924年(大正13年)に正力松太郎がその経営を担うようになってからは、ラヂオ版の創設や囲碁・将棋欄の創設、グラフ頁の設置など大衆的な紙面の大改革を行い、部数を拡大していき、支那事変前後には東朝、東日と並んで、関東の3大新聞といわれるまでになった(前掲、『新聞五十年史』374頁、正力松太郎「読売経営の三十年」<杉山栄一郎編『五十人の新聞人』電通、1955> 168頁)。
- 26) 前掲、『新聞五十年史』365頁。満州事変以後、読売新聞は圧倒的な勢力を築いた(M・S・N「戦争とラヂオの役割」<『文藝春秋』1937年9月号>)。
- 27) 前掲、下村『新聞常識』149頁。
- 28) 鈴木文史朗「新聞のニュースについて」(『鉄道交通大学講義』1930)。
- 29) 同書402頁。
- 30) 前掲、『記者の手帖から』166頁。
- 31) 伊藤正徳『新聞生活二十年』(中央公論社、1933) 385頁。
- 32) 「速報戦白熱」(『日本新聞年鑑』1928年号)。
- 33) S・V・C「新聞紙匿名月評」(『文藝春秋』1933年5月号) 216頁。
- 34) 前掲、『放送五十年史』73頁。
- 35) 前掲、伊藤『新聞生活二十年』395頁。
- 36) S・V・C「新聞紙匿名月評」(『文藝春秋』1932年9月号)。
- 37) 金子義男「ニュース・ブロードキャスト」(『調査時報』1931年10月1日号)。同様の論評は多数存在しており、他にも、小野秀雄「ラヂオと新聞」(『調査時報』1934年1月号)などが存在する。
- 38) 例えば、A・K・A「ラヂオ匿名批判」(『文藝春秋』1933年6月号)では1935年に日本放送協会の定款が改正期に到達することに触れた上で、日本放送協会が株式会社になる可能性も多分にあり、そうなれば、日本においても新聞とラヂオで広告をめぐる対立がおこりうる、としている。また、アメリカ最大の通信会社であるAP通信社がニュースの所有権に関して放送局を告訴し、AP通信社が勝訴した旨も当時伝えられていた(塚本義隆「米国のニュース放送禁圧」<『日本新聞年鑑』1934>)。
- 39) 前掲、『日本放送協会史』307頁。ちなみに聴取者数の概略を示すと1928年9月—50万人、1932年2月—100万人、1933年6月—150万人、1935年4月—200万人、1936年5月—250万人、1937年5月—300万人、1938年2月—350万人、1939年1

- 月—400万人、と満州事変以降急速に増加している。さらに当時は街頭ラヂオや聴取者登録を行っていない聴取者も多く存在したことから、実際の聴取者数はこれの数倍に及んでいたものと考えられる。
- 40) 前掲、伊藤『新聞生活二十年』396頁。
 - 41) S・V・C「新聞紙匿名月評」(『文藝春秋』1932年9月号)。
 - 42) 「放送ニュースに対する掣肘」(『日本新聞年鑑』1932年号)。
 - 43) 前掲、『日本放送史(1965)上』230頁。
 - 44) 前掲、『日本放送史(1951)』428頁。
 - 45) 山本文雄『日本新聞発達史』(伊藤書店、1944) 352頁、「二十一日会对中央放送局の折衝」(『日本新聞年鑑』1934年号)。
 - 46) 前掲、『日本放送史(1965)上』231頁。
 - 47) 前掲、『放送夜話』209頁。この際の交渉では、1日4回、計65分行なわれていた定時ニュースの放送を50分に縮小すると、放送局側が回答することによって妥結した。
 - 48) 前掲、「放送ニュースに対する掣肘」。これらの方策は通信社と新聞社とのかわりが従前から強かったことによって可能になったといえる。特に新聞連合社においては、その理事が各新聞社の代表で占められていたため、このような圧力は効果的に行うことができた(『通信社史』<通信社史刊行会、1958>)。
 - 49) 矢部謙次郎「ラヂオとジャーナリズム」(『総合ジャーナリズム講座』内外社、1931)。
 - 50) 前掲、『放送夜話』209頁。
 - 51) しかしながら、1933年当時においては新聞社の理事も多数参加していたため、放送局としても完全に新聞社の提案を無視するわけにもいかず、新聞社との交渉に応じ、19:00のニュースでは夕刊とほとんど同じニュースを放送するなど気を使う場面も多数存在した。苦米地貫「ラヂオニュースと新聞の領域」(『日本新聞年鑑』1934年号)、A・K・A「ラヂオ匿名批判」(『文藝春秋』1932年12月号)。
 - 52) 前掲、「放送ニュースに対する掣肘」。
 - 53) 進藤誠一『通信事業と通信人』(通信文化社、1960) 250頁。
 - 54) このときの様子を中外商業新報の細島治作は「放送局は公然と『新聞社を怒らせぬ』ことを口癖にしている。これを言い換へると、怒らせずに新聞社の領域へグングン迫って行かうといふ態度である」と放送局の優位を指摘していた(細島「非妥協的な放送協会」<『日本新聞年鑑』1934年号>)。前掲、『日本無線史 第7巻』195頁などにも同様の記述がある。
 - 55) ラヂオ版とは娯楽番組の解説を掲載する欄であり、読売は、同欄で放送される歌謡曲の歌詞を掲載したり、ラヂオドラマに出演する俳優の顔写真を掲載することで人気を博し、売り上げを大きく伸ばしていった(前掲、正力「読売経営の三十年」168頁、前掲、伊藤『新聞五十年史』373頁、「ラヂオ版の洪水」<『ラヂオ年鑑』昭和7年号、1933>)。

- 56) 読売や都などラヂオ版の成功などによって徐々に頭角を現しつつあった新聞社が、二十一日会の中での勢力を拡大して来たことも指摘しておきたい。前掲、『日本新聞年鑑』の1928年号-1941年号によれば、1934年を境にして時事と国民の二十一日会メンバーが減少している一方、読売と都のメンバーは増加している。
- 57) 前掲、『日本放送史 (1965) 上』231頁。
- 58) 前掲、『放送夜話』209頁。
- 59) 通信省編『通信事業史 第1巻』(通信協会、1940) 17、32頁。また、歴代の通信省電務局長は、畠山敏行 (1924年6月17日～)、山本直太郎 (1931年11月25日～)、進藤誠一 (1934年5月19日～)、平沢要 (1936年3月23日～)、藤川靖 (1937年5月25日～)、田村謙治郎 (1938年1月11日～) となっている。前掲、『日本無線史 第7巻』168頁。
- 60) 津金沢聡広『現代メディア史の研究』(ミネルヴァ書房、1998) 77頁。
- 61) 大橋八郎伝記編集委員会編『大橋八郎』(一二三書房、1970) 318頁。
- 62) 「放送無線電話に関する調査」(昭47郵政00699100、国立公文書館所蔵)。同報告書は、通信省がアメリカに設立された放送局を視察した結果まとめたものである。
- 63) 「ラヂオ聴取者三百萬人突破に際して」(『通信協会雑誌』1937年6月号)。
- 64) 前掲、『通信事業と通信人』251頁、前掲、矢部「ラヂオとジャーナリズム」。また、当時の漫談家であった徳川夢声も「震災の朝鮮人騒ぎなんていうものが、民衆の潜在意識にあって、これが速報されていたらどんなに安心かもしれないという気持ち、ラヂオの効用というものを認識させた」と指摘している(前掲、『放送夜話』11頁)。
- 65) 放送の技術は、1922年ごろより日本に入ってきており、新聞社などによる実験放送やアマチュア無線家などによる実験が行なわれていたものの、実際に事業としての実用化の段階に入っていたのは、この「放送用私設無線電話規則」の公布後であったと考えられる(前掲、『郵政百年史』463頁)。
- 66) 東京放送局設立にあたっての収支概算書において、聴取者は1万人と見積もられ、3年後に5万人にするのも困難であるとの計画が立てられた。これは実際1年強で20万人、3年で50万人を突破したと比べると、非常に弱気な見積もりであったと言わざるを得ない。電務局無線課同人「放送開始十周年」(『通信協会雑誌』1935年4月号)や中山竜二「ラヂオの将来」(『時事新報』1931年9月18日)。
- 67) 前掲、『日本放送史 (1965) 上』160頁、前掲、矢部「ラヂオとジャーナリズム」。
- 68) 頼母木桂吉通信政務次官は「一朝、国家有事の場合、英国の新聞通信機関の代用として、これ(放送)を使用したように、一面、これを国家の用に供したいと考えている」と述べている(前掲、『日本放送史 (1965) 上』160頁)。
- 69) 畠山敏行「我国の放送事業について(其の二)」(『調査月報』1930年2月号)。
- 70) 前掲、『日本無線史 第7巻』160頁、畠山敏行「我国の放送事業に就て(其の一)」(『調査月報』1930年1月号)。
- 71) 中山竜二「世界におけるラヂオの現在と将来」(『時事新報』1931年2月18日)。

- 72) 宮本吉夫『戦時下の新聞・放送』(エフエム東京 1984) 40頁。
- 73) 前掲、『通信社史』423頁。
- 74) 通信省電務局無線課長を務めていた宮本吉夫は、「満州事変では津々浦々の国民は刻々報せられるラヂオのニュースに吸いつけられ、これを境としてラヂオに報道の使命が強く植えつけられた。しかるにラヂオ自身の発展、普及(中略)はラヂオにさらに新しき使命を期待し、要望するに至った。即ち国論統一、輿論指導である」とラヂオの位置づけと期待が述べられている(宮本吉夫「通信事業と情報政策」<『通信協会雑誌』1937年2月号>)。
- 75) 通信省電務局声明「同盟通信社の設立について」(『日本新聞年鑑』1936年号)。
- 76) このような考えを抱いていた通信官僚が、ラヂオの報道機能を妨害する新聞社の抵抗に頭を抱えていたことは想像に難くない。例えば畠山電務局長は「(新聞とラヂオは一引用者注) 両者共通の要素をもって。従って、放送がニュース方面に力を注ぐこと多くなれば新聞販売の上に或る程度の影響のあるのは避け難い所である」と述べている(岩間政雄著『ラジオ産業廿年史』<無線合同新聞社事業部、1944> 263頁)。
- 77) 岩原謙蔵「年頭の挨拶」(『調査時報』1930年1月号)。また、これ以前の年初の挨拶も同様に、放送設備の拡大を通じて、社会福祉の増大を目指す、といった内容に終始している。
- 78) 岩原謙蔵「全国民的前進の大旗を翳す」(『調査時報』1933年1月号)。これ以降の年初の挨拶も同様の傾向を見せている。
- 79) 前掲、『日本無線史 第7巻』198頁。また、電務局業務課長であった田村謙治郎は「本来、政府において経営すべき事業を、無線電信法第二条により特に日本放送協会に特許されているのであるから、協会が放送事業を経営しているのは、いわば通信省の延長として、政府の事業の代行をしているという形になっている」と放送に対する強い統制の意図を明らかにした(前掲、『放送五十年史』91頁)。
- 80) 岩原は「国民精神の涵養と日本文化の向上を使命とする、わが放送事業が(中略)急速な発達の結果を示し得たことは、歴代政府の多大なるご指導と、聴取者各位の普段のご協力の賜であると同時に、また、日本国民の誇とするに足るものであると思ふのである」と述べている(岩原謙蔵「我が国の放送事業の覚悟」<『放送』1935年1月号>)。この発言は、政府に対する社交辞令としてとらえることも可能であろうが、それまでと比べ、変化が見られる点で興味深い。また、後述するような協会の定款を通じた監督権限の強化をみると、少なからず本質をとらえた発言であると考えられる。
- 81) 前掲、『日本無線史 第7巻』769頁。
- 82) 前掲、『20世紀放送史 資料編』28頁。
- 83) 前掲、『20世紀放送史 資料編』36頁。東京放送局設立許可命令書(1924.11)、放送無線電話私設許可命令書(1924.11)を指す。
- 84) 放送の監督、取締りに関しては、そのほかに「放送事項取締りに関する通達」

- (1925年5月22日)や「放送用私設無線電話監督事務処理細則」(1924年2月26日施行 1930年2月13日改正)によってなされていた。前掲、『20世紀放送史 資料編』38頁。
- 85) 前掲、『日本放送協会史』36頁。
- 86) 前掲、『日本放送史(1965)上』160頁。
- 87) 前掲、『日本無線史 第7巻』197頁。また、この機構や人事などによる葛藤、障壁が放送局と新聞社の対立を含んでいることは明白であろう。
- 88) 前掲、『日本無線史 第7巻』198頁。
- 89) 前掲、『日本放送協会史』31頁。
- 90) 同書49頁「社団法人日本放送協会定款付属細則」。
- 91) なお、日本放送協会の人事と機構の変遷については、前掲、『日本無線史 第7巻』Ⅲ第6節「機構と人事」に詳しい。
- 92) 越野宗太郎編『東京放送局沿革史』(東京放送局沿革史編纂委員会、1928)206頁、前掲、『日本放送協会史』60頁。
- 93) 前掲、「座談会・放送事始」。
- 94) 前掲、『日本無線史 第7巻』154頁。
- 95) 前述のように、頼母木政務次官はイギリスでの争議以降、放送を国家の用に供することを視野に入れていた。
- 96) 前掲、『日本放送協会史』60頁。
- 97) この点に関しては「理事の五分の一たる五名もの通信省局長のお古を天降させたことによつて折角の放送事業の中央集権に官僚化の一大汚点を印してしまつた」と批判されている。なお、ここで言う5名とは、電務局長の山本直太郎、工務局長の米澤与三七、札幌通信局長の山崎晃、名古屋通信局長の安光元一、広島通信局長の佐々信一である(前掲、『日本放送協会史』81頁、A・K・A「放送協会改組問題」<『文藝春秋』1934年7月号>)。
- 98) 小森は「ニュース放送について、旧法人設立の関係者で、当初から提供権を持っていた有力新聞の各社が発言力が強く、事あるごとに協会はその圧力を受け、放送の時間や取扱いを制約され、かなり不自由な状態におかれていた」と述べている(小森七郎「放送事業をめぐり忘れられぬ人々」<『通信史話』通信外史刊行会、1961>507頁)。
- 99) このことは、日本放送協会と二十一日会の交渉の様子からも窺える。1935年4月22日に行われたラヂオニュースの短縮交渉は二十一日会の交渉委員と通信大臣床次竹二郎との間で行われ、結果75分だったニュース放送を50分に短縮し決着した(前掲、「放送ニュース廿五分短縮 新聞社の希望を容れた通信省」)。
- 100) 本稿第Ⅱ章第4節にて詳述。
- 101) A・K・A「ラヂオ匿名批判」(『文藝春秋』1933年6月号)。
- 102) 古野伊之助伝記編集委員会『古野伊之助』(古野伊之助伝記編集委員会、1970)200-204頁、岩永裕吉君伝記編集委員会『岩永裕吉君』(岩永裕吉君伝記編集委員

- 会、1941)51頁。
- 103) 前掲、『通信社史』431頁。
- 104) 新聞社の圧力によってニュースの取扱いが制限されていたことに対して、小森は「思い切つて、自らの通信社を持つのがよい、とまで考えるようになっていた」と回想している(前掲、小森「放送事業をめぐり忘れられぬ人々」508頁)。
- 105) 国家代表通信社の強弱が国力の消長にも影響するという事実を目の当たりにしながらも、連合と電通が対立することで対外情報活動をスムーズに行えなかったため、満州事変において日本は国際的不信を招いた(前掲、『通信社史』423頁)。
- 106) 単一の国家代表通信社の構想は、連合の岩永裕吉や古野伊之助にはじまり、これが内田康哉外務大臣や広田弘毅外務大臣が満州事変以降の情報政策の貧弱さに危機感を募らせたことで前進した(同書423頁)。
- 107) この背景には同盟設立のための資金集めは難航したことがあったようだ。戦局の悪化にともない、財界からの出資は軍部との関係を悪くすると理由から断られ、外務省の機密費からの支出という案も、同様に大蔵省に却下された。そこに出てきたのが、日本放送協会による出資案であった。ちょうど、小森が報道の自主性を保つため、通信社に参画したいと考えていたこともあり、日本放送協会は同盟に300万円を出資することになった(同書429頁、前掲、小森「放送事業をめぐり忘れられぬ人々」510頁)。
- 108) 前掲、『日本無線史 第7巻』195頁。
- 109) S・V・C「新聞紙匿名月評」(『文藝春秋』1932年9月号)。
- 110) 前掲、塚本「米国のニュース放送禁圧」。アメリカではAP通信がラヂオの報道権をめぐつて、ラヂオ放送局を提訴し、勝訴している。日本でもニュース権という考え方も少なからず出ており、裁判に訴えるという手段がなかったわけではない。
- 111) 前掲、『通信社史』423頁。
- 112) 伊藤は「各社とも之(通信社一引用者注)を信頼せず、新聞社と通信社のリポーターが互ひに活動分野を協定することをしなかつたのは、大きな国家的損失であつた」と述べている(前掲、『新聞五十年史』350頁)。
- 113) 前掲、伊藤『新聞生活二十年』288頁。
- 114) S・V・C「新聞紙匿名月評」(『文藝春秋』1933年5月号)。
- 115) 前掲、「同盟通信社の設立について」。
- 116) 辻民都「新聞街統制禍論」(『文藝春秋』1936年10月号)。
- 117) 前掲、『通信社史』442頁。
- 118) 「新聞人も国民使節として欧米に特派」(『日本新聞年鑑』1938年号)。
- 119) 前掲、「放送ニュース廿五分短縮 新聞社の希望を容れた通信省」。
- 120) 高橋武治「ラヂオ放送は明朝より」(『日本放送史(1965)上』日本放送協会、1965)。
- 121) 加賀三智雄「ラヂオプログラムの貧困と新聞ラヂオ欄の無能(上)」(『現代新

聞批判] 1936年3月1日)では「お互に利用するためにのみつながっている腐れ縁の情人同士のやうなもので、半面、相反目しつつも、半面には持ちつ持たれつ
の臭い仲である。(中略)新しい同盟通信社の誕生などから両者の関係は一層微妙複雑且つ密接になつて来た」と述べ、刎頸の友となつたわけではないものの、複雑な関係に至つたことから、互いを批判する行動は出てこなくなった、と指摘している。

- 122) 前掲、小森「放送事業をめくり忘れられぬ人々」。
- 123) 『趣味の手帳 思い出の放送 中村茂アナウンサー』(NHK ラジオ第1、1954年3月23日放送、NHK デジタルアーカイブ利用)。
- 124) 澤田進之丞(成沢怜川)「二・二六事件と放送陣」(『放送』1936年3月号)。
- 125) 前掲、『放送夜話』23頁。
- 126) 「二・二六事件に於ても放送を速記して記事としたこと等は、新聞紙が蔑視したラジオの恩恵を被つた顕著な実例である」と指摘されている(前掲、山本文雄『日本新聞発達史』353頁)。
- 127) 同書、353頁。
- 128) このような相互補完論は、阿部眞之助「新聞対ラヂオ・ニュースの問題」(『放送』1934年12月号)など前述したように以前から論壇で触れられていたものの、このような機会がなかったことから全く実感されずにきていた。しかし前掲、『新聞五十年史』352頁で「昭和十一年夏の柏林オリンピック大会の実況放送、同じ年の二・二六事件等は、いずれもラヂオの報道力の優越を実証した。しかしそれは新聞の価値を減ずるものではなかった」と述べられているように、二・二六事件やベルリンオリンピックを機に、両者の相互補完関係が実際に構築されるようになったのである。
- 129) これにより、その後の戦況報道では多くの号外を出すことよりも、詳細な情報を届けるとともに、見る号外としての写真号外などに新聞社は力を入れていくことになる(前掲、『20世紀放送史 上』73頁)。
- 130) 前掲、伊藤『新聞生活二十年』395頁。
- 131) 前掲、伊藤『新聞五十年史』389頁。
- 132) 前述のようにラヂオの脅威を声高に述べていた高田も戦後、新聞とラヂオの対立を「まことにこっけいな話だが、歴史の一コマとしては、そういうこともあったのである」と回想している(前掲、高田『記者の手帖から』177頁)。
- 133) 前掲、下村『新聞常識』や前掲、阿部「新聞対ラヂオ・ニュースの問題」、圓地與四松「重大時局とラヂオの報道機能」(『調査時報』1933年3月号)のように、徐々に相互補完的な考え方を受け入れる新聞人も増加していたようである。しかし、この考えが新聞人全体に共有されたと言えるのは、二十一日会の抵抗が鎮静化し、その中心であった伊藤や高田などの二十一日会のメンバーの考えが変化していったこの時期を待たなければならないだろう。

SEIJIGAKU KENKYU

Studies in Politics

by Undergraduate Students, Faculty of Law,

KEIO University

No. 43 2010

CONTENTS

Articles

The Survival of Communist Regime and the Military:

The Cuban Military in 1980s-1990s..... ASANO, Osamu (1)

The Transformation of Mass Media in Japan in 1920-1930s:

From the Viewpoint of Government Officials in Ministry of Posts and Telecommunication
..... IKEDA, Takuya (29)

A Study on the Schutz's Theory of Intersubjective Understanding and Misunderstanding

..... UCHIYAMA, Daiki (61)

The Thirst for the 'Homogeneity' in the Political

Thought in the Weimar Republic UMEZAWA, Yusuke (93)

A Proposal of "Multicultural SNS" for Foreign Residents in Japan OTANI, Kojin (111)

The Changing Relationship between Community Organizations and Political Parties

in the United States: The Impact of the National Voter Registration Act of 1993
..... KANAI, Tomohiro (151)

American Unipolarity: Balancing Behavior and Legitimacy in the 21st Century KIKITSU, Yuta (169)

Neoliberalism and Journalism: Democratic Party of Japan

and the Future of Japan SAWADA, Kazuki (213)

Multi-national Framework and the Security in Eastern Asia:

Consideration through the Comparison with Europe SHIOMI, Shimpei (243)

Civilian Control of Japan after Cold War: Democracy and Civilian Control TAKASHIMA, Asako (285)

Issues of Japan's Nuclear Armaments and

U.S.-Japanese Relations during the Ikeda and Sato Cabinet TANAKA, Yohei (313)

Recognition of Circumstances of Eiji Amou: Between Anti-Britain and

U.S. Feelings and Realistic Situation Analysis..... TANAKA, Ryosuke (363)

Job-Hunting of International Students in Japan: Analysis of Japan's

Present Problems and Limitations as a Host Country for International Students,
Based on the Study of their Job Hunting Process HIRAYAMA, Erina (395)

U.S. Media Reaction to the League of Nations:

From January 1919 to March 1920 FUJIYAMA, Kazuki (441)

Edited by Student Committee of Political Science Seminars,

Faculty of Law, KEIO University

Mita, Minato-ku, Tokyo 108-8345